

大阪市告示第502号

本市と協定を締結した者が経営する共通回数券を使用することができる駐車場の名称及び位置について、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第7条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年4月4日

大阪市長 横 山 英 幸

- 1 本市と協定を締結した者が経営する共通回数券を使用することができる駐車場の名称及び位置

経営者	名称	位置
株式会社大阪市開発公社	船場パーキング	大阪市中心部北久宝寺町3丁目
T F I 株式会社	桜橋駐車場	大阪市中心部梅田1丁目
タイムズ24株式会社	中央区役所駐車場	大阪市中心部久太郎町1丁目
都市技術センター・近畿建設協会・野里電気工業共同企業体	出入橋駐車場	大阪市中心部堂島2丁目
大阪市街地開発株式会社	大阪駅前第1ビル地下駐車場	大阪市中心部梅田1丁目
	大阪駅前第2ビル地下駐車場	大阪市中心部梅田1丁目
	大阪駅前第3ビル地下駐車場	大阪市中心部梅田1丁目
	大阪駅前第4ビル地下駐車場	大阪市中心部梅田1丁目

2 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

(建設局道路河川部調整課)